

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-166
許認可等の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・処分計画の認可 (新住宅市街地開発法第22条第1項) ・造成宅地等に関する権利の処分の承認 (新住宅市街地開発法第32条第1項) ・測量標識移転の承認 (新住宅市街地開発法第34条の2第2項) ・現施行中事業地内での事業実施の同意 (新住宅市街地開発法第36条第1項) ・施行計画の認可 (新住宅市街地開発法第46条第1項) 			
根拠法令条例等・条項	上記参照			
許認可等の概要	上記参照			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (新住宅市街地開発事業の実績がなく、今後も予想されず、また処分の先例もなく、具体化することが困難であるため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (新住宅市街地開発事業の実績がなく、今後も予想されず、また処分の先例もなく、具体の期間の設定が困難であるため)			
期間の制定根拠	—			